公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第４８号
香川県木田郡三木町大字平木87番地２
債務者　三谷　和巳
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後３時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重　　哲郎
4　破産債権の届出期間　平成26年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月８日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７９号
仙台市青葉区堤通雨宮町２―38　パレス上杉306号室、住民票上の住所宮城県東松島市大曲字上納南51番地
債務者　宇野　幸治
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　敬文
4　破産債権の届出期間　平成26年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午前10時５分
6　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５３号
長崎県長崎市界２丁目９番17―1001号
債務者　百本　　司
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有馬　　理
4　破産債権の届出期間　平成26年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３５７号
札幌市東区北45条東15丁目１番２―406号
債務者　渡邉　幸弘
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼頭　知一
4　破産債権の届出期間　平成26年４月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９４号
金沢市城南２丁目37番２号　レタブリール102号、従前の住所石川県白山市一塚町727番地45
債務者　前古　　聡
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　勇樹
4　破産債権の届出期間　平成26年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１８号
三重県四日市市川島町1167―２　カザフェリスヤマモト101号、住民票上の住所三重県四日市市桜町888番地５
債務者　田邊　　薫
1　決定年月日時　平成26年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　　豊
4　破産債権の届出期間　平成26年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３０５号
千葉県市川市中山１丁目14番６号
債務者　遠山　吉直
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳永　幸生
4　破産債権の届出期間　平成26年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月30日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１８２号
千葉市若葉区若松町977番地72　グランドステージ・コウＢ館110号
債務者　井上　益宏
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　宏和
4　破産債権の届出期間　平成26年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月30日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１９５号
千葉市中央区都町1278番地126
債務者　山田　博英
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　並木　　優
4　破産債権の届出期間　平成26年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月30日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２０３号
千葉市緑区あすみが丘東４丁目９番地３　ジェンティーレＡ棟201号
債務者　松岡　郷兵
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　剛史
4　破産債権の届出期間　平成26年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月30日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１２８号
千葉市美浜区幸町１丁目７番１棟717号
債務者　黒川　義美
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　牧人
4　破産債権の届出期間　平成26年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月２日午後３時40分
6　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１８６号
千葉県船橋市習志野５丁目２番７―203号
債務者　青柳　裕香
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　　功
4　破産債権の届出期間　平成26年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１８７号
千葉県船橋市田喜野井６丁目21番５号　ニューエステート103号
債務者　宮本　一夫
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　圓山　　豊
4　破産債権の届出期間　平成26年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係